

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(16)

## 目 次

### 規 則

○児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則	1
-------------------------------	---

## 規 則

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第21号

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉施設に係る負担金に関する規則（昭和39年富山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び同条第 2 項」を「又は第 2 項」に、「第 56 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 56 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 2 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 条第 1 項中「同条第 2 項」を「第 2 項」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「保護世帯」を「被保護世帯」に改める。

第 5 条第 1 項中「児童が 20 歳未満である場合における本人又は」を「本人又はその」に改め、同条第 2 項中「又は」の次に「その」を加える。

第 7 条中「同条第 2 項」を「第 2 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「又は」の次に「その」を加える。

別表第 1 中「（扶養義務者用）」を削り、

「う。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設」を「う。）、児童心理治療施設、児童自立支援施設」に、

「情緒障害児短期治療施設通所部、児童自立支援施設通所部」を「児童心理治療施設通所部、児童自立支援施設通所部」に改め、同表備考

2 中「第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改め、同表備考 4(2)中「及び第 6 項」を「、第 6 項及び第 24 項」に改め、同表備考 4(3)中「租税特別措置法の一部を改正する法律」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律」に、「附則第 12 条並びに」を「附則第 12 条、」に、「第 60 条第 1 項」を「附則第 60 条第 1 項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 76 条第 1 項、附則第 77 条第 1 項及び第 2 項、附則第 80 条、附則第 81 条並びに附則第 82 条第 1 項」に改め、同表備考 6(4)中「第 56 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 56 条第 1 項及び第 2 項」に改め、同表備考 8 中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考 9 本文中「法第 22 条第 1 項に規定する」を削る。

別表第 2 備考 1 本文中「D 1～D 14 階層」を「D 1 から D 14 までの階層」に、「所得税額」を「所得税の額」に、「には、」を「は、」に改め、同表備考 1(2)中「及び第 6 項」を「、第 6 項及び第 24 項」に改め、同表備考 1(3)中「租税特別措置法の一部を改正する法律」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律」に、「附則第 12 条並びに」を「附則第 12 条、」に、「第 60 条第 1 項」を「附則第 60 条第 1 項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 76 条第 1 項、附則第 77 条第 1 項及び第 2 項、附則第 80 条、附則第 81 条並びに附則第 82 条第 1 項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（同表中

「う。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設」を「う。）、児童心理治療施設、児童自立支援施設」に、

「情緒障害児短期治療施設通所部、児童自立支援施設通所部」を「児童心理治療施設通所部、児童自立支援施設通所部」に改める部分及び

同表備考 8 に係る部分に限る。）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（児童青年家庭課）